〈屋外広告物を表示・設置・管理されている皆様へ〉

和歌山県景観計画における「熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域」拡大に 伴う屋外広告物の規制の変更について

和歌山県では良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、和歌山県屋外広告物条例により県内全域(和歌山市を除く)について禁止地域及び許可地域(第1種地域、第2種地域、第3種地域)を定め、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を行っております。

この度、和歌山県景観計画における「熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域」拡大に伴い、 平成30年9月1日より新たに特定景観形成地域となる**那智勝浦町の一部、太地町の全域、串本町の一部の地域については、景観への配慮が特に必要な地域として「第1種地域」の許可基準が適用され**、制限が強化されます。つきましては、良好な景観の形成のため、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。

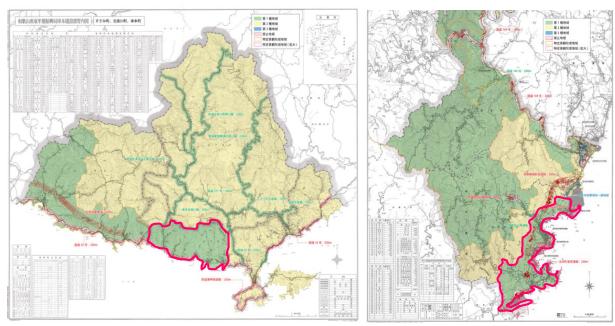


図 1) 特定景観形成地域の拡大に伴い第 1 種地域が適用される地域(ピンク線・緑網掛け部分)

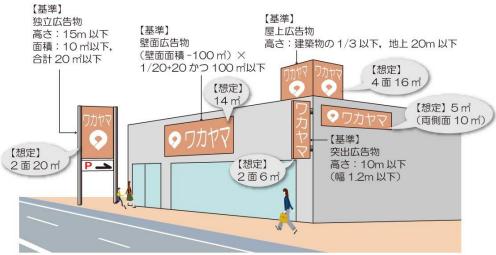


図2)第1種地域の許可基準の例(自家用広告物の場合)

○問い合わせ先 和歌山県県土整備部 都市政策課景観・公園班

TEL: 073-441-3228 那智勝浦町建設課 TEL: 0735-52-0560

TEL: 0735-52-0560 太地町産業建設課

TEL: 0735-59-2335 串本町建設課

TEL: 0735-72-0628

〇和歌山県県土整備部都市住

〇和歌Ш県県工整備部都市任宅局都市政策課 HP: https://www.pref.wakaya ma.lg.jp/prefg/080900/k eikan/oohetikakudai.html